

○ 経済産業省 告示第四号
国土交通省

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十九条第一項の規定に基づき、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二十九日

経済産業大臣 川崎 俊博

国土交通大臣 北側 一雄

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準

I エネルギーの使用の合理化の基準

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（以下「貨物の輸送」という。）に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

1 取組方針の作成とその効果等の把握

(1) 取組の枠組み

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針を定める。
- ② 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握する。また、エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努める。

(2) 取組体制の整備

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、責任者を設置する。
- ② 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、社内研修を行うための体制を整備する。

2 エネルギーの使用の合理化に資する輸送方法の選択

(1) モーダルシフト

貨物の適性を踏まえ、鉄道及び船舶の活用を推進することにより、輸送量当たりの貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を削減する。

(2) サードパーティーロジスティクスの活用

サードパーティーロジスティクス（荷主に代わって、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物の輸送に係るサービスを提供することをいう。）の効果的な活用を図る。

3 輸送効率向上のための措置

(1) 積載率の向上

- ① 特に貨物の輸送単位が小さい場合には、貨物輸送事業者に対し積み合わせ輸送を実施するよう発注し、又は混載便を利用する。
- ② 貨物輸送事業者に対し、輸送量に応じた適正車種を選択するよう発注する。

(2) 貨物の輸送距離の短縮

- ① 貨物の輸送先及び輸送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分ける。また、ルートごとの標準的な貨物の輸送手段を定める等により、貨物輸送事業者に対し、貨物の輸送距離の全体を短縮するよう発注する。
- ② 車両の大型化及びトレーラー化並びに船舶の大型化その他の手段により、貨物輸送事業者に対し、便数を削減するよう発注する。

(3) 自営転換の推進

自営転換（自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物自動車への輸送の転換を図ることをいう。）を推進する。

(4) 燃費の向上

出庫時間の調整等により道路混雑時の貨物の輸送を見直し、貨物の輸送の円滑化を図る。

4 貨物輸送事業者及び着荷主との連携

- ① 着荷主と調整し、取引単位の大規模化等により、貨物の輸送頻度、納品回数の削減及びリードタイムの見直しを実施する。特に、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送及びジャスト・イン・タイム（曜日及び時間指定）の貨物の輸送の見直しを行う。
- ② 貨物の輸送時間及び貨物の輸送の発注時間の決定方法を定め、緊急な貨物の輸送を回避するよう計画的な貨物の輸送を行う。

5 製造業における環境に配慮した製品開発の実施

- ① 商品及びその荷姿の標準化により積み合わせ輸送の容易化を図る。
- ② 輸送効率を考慮し、製品及びその包装資材の軽量化又は小型化を図る。

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、エネルギー消費原単位（貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除して得た値をいう。以下同じ。）を、荷主ごとに中長期的にみて年平均 1 パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

また、荷主は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じることを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならない。

1 取組方針の作成及びその効果等の把握

(1) 目標の設定

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を進める上での中長期的な目標として妥当なエネルギー消費原単位の考え方等を検討し、既に実施している対策を踏まえた目標を設定する。
- ② 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

(2) 環境管理システムの導入

ISO 14001 で求められるような環境管理システム（取組マニュアルの整備を含む。）を導入する。

2 関連インフラの整備

(1) 物流拠点等の整備

- ① 物流施設及び物流拠点について、機械化及び自動化並びに施設間の適正配置及び集約化並びに荷受け並びに仕分け等の業務の効率化に配慮しつつ、それらを整備する。
- ② 交通流の円滑化のために、路上駐停車を防止するとともに、事業者、地方公共団体等と協力して、荷捌き場、駐停車場所、運転手控え室及び進入出路を整備する。

(2) 標準化及び情報化の推進

- ① 国内物流 EDI（電子データ交換）標準、出荷・輸送・受荷一貫ラベル、RFID（無線自動識別）、ネットワーク技術等を利用し、検品、荷役、保管等の簡略化を図る。
- ② 一貫パレチゼーション（パレットの規格を統一し、パレットに積み付けた貨物の荷姿を崩すことなく、発送から到着の荷卸しまで一貫して移動を完結させることをいう。）を中心としたユニットロードシステム化（貨物がある単位にまとめた上で、できるだけその単位を崩さず輸送することをいう。）等を推進し、荷役の簡略化を図る。
- ③ 帰り荷の確保に資する求貨求車システムを活用する。
- ④ VICS（道路交通情報通信システム）等のシステムを活用しつつ、積載効率の向上、効率的な輸送ルートを選択等に資するシステムを開発及び導入する。

3 貨物輸送事業者及び着荷主等との連携

(1) 連携体制の構築

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する措置について、荷主及び貨物輸送事

業者その他の関係者の連携を深めるための定例的な懇談会の設置、貨物の輸送の効率化のための検討会の設置、貨物の輸送に関する情報交換の実施等により、関係者の連携及び協議体制の構築を図る。また、これらの機会（グリーン物流パートナーシップ会議も含む。）が設けられた場合には積極的に参画する。

② 事業者団体を中心として、関連業界としての相互理解、啓発等に自主的に取り組む。

(2) 商取引の適正化

① 返品に関わる条件（返品に係る貨物の輸送費等をいう。）の書面による透明化等の工夫を行うことにより、返品に係る貨物の輸送を削減する。

② 貨物の輸送効率を向上させるため、着荷主に対し発注の計画化及び平準化を要請する。

(3) 貨物の輸送効率の向上に向けた協力

① 貨物輸送事業者と調整し、輸送量のピーク期間を移動させてその平準化を図ることにより、貨物の輸送効率を向上させる。

② 貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等の実施に協力して、エコドライブ（無用なアイドリングをしないこと（アイドリングストップ）、無用な空ぶかしをしないこと、急発進及び急加速をしないこと、交通の状況に応じた安全な定速走行に努めること、早めに一段上のギアにシフトアップすること、予知運転により停止及び発進回数を抑制すること、減速時にはエンブレキを活用すること、確実な車両の点検及び整備を実施すること並びに過度のエアコンの使用を抑制することを通じて、環境に配慮した自動車の運転を行うことをいう。）を推進する。

③ 貨物輸送事業者によるマニュアルの作成及びその従業員に対する教育、研修等の実施を通じた車両等の整備及び点検（車両におけるエアクリナーの清掃及び交換並びにエンジンオイルの適正な選択及び交換並びにタイヤ空気圧の適正化並びに船舶における船底清掃等をいう。）の徹底を要請する。

④ エコドライブ支援機器（デジタルタコグラフ等をいう。）の導入に協力する。

⑤ 低燃費車、クリーンエネルギー自動車等の導入に協力する。

⑥ 他の荷主との共同輸配送を実施する。

⑦ 納品車の帰り便で納入先からの回収物を回収するよう発注する等により、貨物輸送事業者の帰り荷の確保に協力する。

(4) 貨物輸送事業者の活用における配慮

環境に配慮している貨物輸送事業者（ISO14001、グリーン経営認証の取得した貨物輸送事業者をいう。）を選定する。

4 製造業における環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

(1) 製品開発

製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の貨物の輸送をあらかじめ考慮した製品開発を行う。

(2) 生産体制

① 貨物の輸送に併せて出庫時間を調整できる生産体制を構築する。

② 生産工程における障害、遅延、調整、変更等計画どおりの出庫を阻害する要因についてより早く正確な情報を貨物輸送事業者へ提供し、貨物輸送事業者がそれに対応できるようにするとともに、当該阻害要因の排除、それが発生した場合の影響の低減措置等を講じる。

③ 工場に近い場所から部品等を調達し、貨物の輸送距離を削減する。

5 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

(1) 着荷主としての取組推進

① 調達する貨物を自らの貨物として取り扱う場合には、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を把握する。

② 荷主に協力し、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送及びジャスト・イン・タイムの貨物の輸送の見直しを行う。

(2) 国際的な貨物の輸送における取組の推進

国内から海外へ若しくは海外から国内へ又は海外での貨物の輸送に関し、貨物の輸送に係る

エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を把握する。